

## 沼田市入札調査委員会設置規程

### (設置)

第1条 沼田市が発注する建設工事並びに調査、測量、建設コンサルタント等の業務委託並びに物品の購入及び製造並びに役務の提供（以下これらを「工事等」という。）の入札談合に関する情報（以下「談合情報」という。）について調査審議するため、沼田市入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (構成)

第2条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副市長の職にある者とする。

3 副委員長は、総務部長の職にある者とし、委員は、経済部長、都市建設部長、契約検査課長、農林課長、建設課長、建築住宅課長、都市計画課長及び上下水道課長の職にある者とする。

### (委員長及び副委員長の職務)

第3条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 委員会の会議は、談合情報があった場合に、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、談合情報に係る工事等の担当の部長及び課長を会議に出席させ、当該談合情報について説明又は意見を求めることができる。

### (庶務)

第5条 委員会の庶務は、契約検査課において処理する。

### (その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。